



平成 19 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 グッドウィル・グループ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役会長兼 CEO 折口雅博  
(コード番号 4723 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 常務取締役兼 CFO 金崎 明  
(TEL 03-3405-9262)

### 第三者割当による新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 6 月 25 日開催の取締役会において、Deutsche Bank AG, London Branch (以下 ドイツ銀行ロンドン支店) を割当先とする新株予約権を発行すること、及び証券取引法による届出の効力発生後に、ドイツ銀行ロンドン支店との間で新株予約権買取契約を締結することを決議致しましたので、その概要につき下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 「最低資本調達金額保証型」ファイナンス (Floored Block Finance= “FBF”) の概要

- 当手法のコンセプトは、当社株式 400,000 株を割当先に割当て、割当価格は、時価 (条件決定日の普通株式終値) の 60% を最低価格として発行から一定期間の当社株価に応じて決定するような経済効果を持つ資金調達を実現するものです。当社株価が条件決定時の株価を上回る水準で推移した場合は、当初想定していた以上の資金調達が可能となります。また、当社株価が条件決定時の株価を下回る水準で推移した場合においても、調達金額の最小総額は当初想定額の 60% を下回ることはありません。
- 具体的には、ドイツ銀行ロンドン支店と「新株予約権買取契約」を締結し、当社株式 400,000 株を対象とする新株予約権を当社株式の時価の 60% の価格でドイツ銀行ロンドン支店を割当先として発行します。そして行使請求期間内 (3 ヶ月以内) における時価に基づいて、全部権利行使 (マンドトリー・エクササイズ) に伴う新株発行により、当中間期において減少した自己資本の一部の充実を目指します。
- 資本調達にはさまざまな手法・スキームがございますが、本スキームは、自己資本充実の即効性と確実性の観点から、下記の 4 つの理由による他に無い優れた利点を有するため、当社として最良の選択と判断致しました。

本報道発表文は、当社の新株式及び新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

「最低資本調達金額保証型」ファイナンス（Floored Block Finance= “ FBF ”）の特徴

希薄株数の限定本新株予約権の目的である当社普通株式数は、400,000株であるため、株価動向に係らず、発行株式数が限定されております。

最低資本調達金額の当初確保及び保証

当社は、新株予約権1個につき、取引当初時価（条件決定日の普通株式終値）の60%相当（フロア金額）にあたる金額を確保します。仮に、行使請求期間内（3ヶ月以内）に普通株式時価がフロア金額を下回っても、割当先によって当該最低資本調達金額については保証されています。

全部権利行使（マダトリー・エクササイズ）による確実な資本充実

割当先との間に締結する予定の「新株予約権買取契約」において、割当先は、原則として、行使請求期間内における400,000株の全部権利行使（マダトリー・エクササイズ）を保証します。これにより、当社の資本充実の確実性が担保されます。ただし、当社による取得請求があった場合はこの限りではありません。

株価上昇に伴う資本調達金額増加の可能性

行使請求期間内における時価に基づいて、全部権利行使（マダトリー・エクササイズ）されるため、当該期間内の株価上昇に伴い、新株払込金額が増加する可能性があります。

「最低資本調達金額保証型」ファイナンス（Floored Block Finance= “ FBF ”）とMSCB等の商品との相違点及び比較メリット

発行株数が完全に固定されているため、MSCBでよく見られる、「株価下落により発行株数増加 さらに多くの株式の売り 株価下落により発行株数増加 さらに多くの株式の売り」といった悪循環（デス・スパイラル）にはなりません。

一般的にMSCBでは、社債権者は株価が下限転換価格（フロア価格）を下回った場合に繰上償還（プット）できる権利を有しており、株価下落によって被るリスクは限定的です。対して、FBFでは割当先にフロア価格未滿の株価下落リスクが完全に残るため、株価下落の要因となる権利行使及び売却を回避するインセンティブが、割当先にて働くと考えております。

一般的にMSCBでは、上限転換価格（キャップ価格）が存在するため、会社が享受できる株価上昇の恩恵には限りがありますが、FBFでは株価上昇の恩恵を100%享受することが可能です。

MSCBは発行時に負債計上されますが、FBFは発行時に「本新株予約権の払込金額の総額（条件決定日の普通株式終値の60%相当（フロア金額））」に相当する部分が、純資産として計上されます。

MSCBと異なり、当社による当該新株予約権の取得以外の理由で、割当先に対し資金返済の必要性はありません。

さらに、平成 19 年 7 月 1 日に「会員における MSCB 等の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）が日本証券業協会により施行される予定です（本新株予約権も当該理事会決議による自主規制の適用対象である「MSCB 等」に該当することになる予定です）。

当該理事会決議の一部の規定は、本新株予約権の如く平成 19 年 6 月 30 日以前に行われる取締役会決議に基づき発行される MSCB 等には適用されませんが、本新株予約権については当該理事会決議の趣旨を踏まえた運営としております。即ち、本新株予約権の発行については、既に割当先であるドイツ銀行ロンドン支店を関係会社とするドイツ証券株式会社（日本証券業協会会員）による厳格な審査を受けているものであります。また、ドイツ銀行ロンドン支店による本新株予約権の行使に関しては、当該理事会決議に規定される予定の新株予約権の行使に関する制限を適用します。

なお、本取引に関連して、当社及び当社役員と割当先であるドイツ銀行ロンドン支店、および関連会社であるドイツ証券株式会社との間で、株券消費貸借取引はございません。

## 1. 第三者割当による新株予約権発行

### 第 1 回新株予約権の発行要項

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 1. 新株予約権の名称       | グッドウィル・グループ株式会社第1回新株予約権<br>（以下「本新株予約権」という）                    |
| 2. 本新株予約権の払込金額の総額 | 下記第9項に定める本新株予約権の総数に第10項に定める各本新株予約権の払込金額を乗じた金額とする。             |
| 3. 条件決定日          | 平成19年7月6日   |
| 4. 基準価格           | 条件決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む）                  |
| 5. 申込期日           | 平成19年7月10日  |
| 6. 割当日および払込期日     | 平成19年7月10日  |
| 7. 募集の方法          | 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を Deutsche Bank AG, London Branch に割当てる。 |

本報道発表文は、当社の新株式及び新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

8. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 本新株予約権の目的である株式の数は400,000株(本新株予約権1個あたり1株)とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

9. 本新株予約権の総数 400,000個

10. 各本新株予約権の払込金額 基準価格に60%を乗じ、1円未満の端数を切捨てた額  
(以下「予約権価額」という)とする。

11. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という)は、当初、基準価格に40%を乗じ、1円未満の端数を切捨てた額とする(以下「当初行使価額」という)。

12. 行使価額の修正

平成19年7月11日以降、行使価額は、第21項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という)において、当該修正日の前日(当該修正日の前日当日を含む)までの2連続取引日(ただし、終値のない日は除く)の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という)における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない)の平均値の95%に相当する金額から予約権価額を控除し、その1円未満の端数を切捨てた額に修正される。上記2連続取引日の間に第13項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該2連続取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を当該事由を勘案して調整した上で、修正後の行使価額を算出する。ただし、かかる修正後の行使価額が1円を下回ることとなる場合には、行使価額は1円とする。

### 13. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額} \\ \text{により当該期間内に} \\ \text{交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45 取引日目に始まる30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2 位まで算出し、小数第2 位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号

に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

14. 本新株予約権の行使期間

平成19年7月11日から平成19年10月11日までとする。ただし、第26項に定める市場混乱事由が生じた場合においては、本新株予約権の行使期間は、平成19年10月11日以降、当該市場混乱事由の発生した日数分の取引所の取引日を経過した日まで延長される。いずれの場合においても、第16項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、当該通知または公告が発せられた日までとする。

15. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

16. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知または公告を当該取得日の2週間前までに行い、同時に当該取得にかかる本新株予約権1個につき予約権価額と同額の証拠金を預託することにより、取得日の到来をもって当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。預託された証拠金は、取得日において本新株予約権の取得代金に充当される。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

17. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

18. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

19. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

20. 本新株予約権の行使後第1回目の配当

本新株予約権の行使請求により交付された当社普通株式の配当金または会社法第454条第5項に定められた金銭の分配（中間配当金）については、行使請求が1月1日から6月30日までの

間になされたときは1月1日に、7月1日から12月31日までの間になされたときは7月1日にそれぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

#### 21. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、第14項に定める行使期間中に第23項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を第23項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第24項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 第23項に定める行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

#### 22. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しないものとする。

#### 23. 申込取扱場所及び行使請求受付場所

グッドウィル・グループ株式会社 総務部

#### 24. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 六本木支店

#### 25. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

新株予約権の払込金額を算定するにあたっては、本件新株予約権及び買取契約の諸条件を考慮し、企業会計基準8号「ストックオプション等に関する会計基準」等に準拠し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法が適当と判断し、第三者機関に当社の新株予約権の価値算定を依頼した。当該算定結果を参考に、今回発行する新株予約権の妥当な発行価額に対する弁護士・会計士の意見を踏まえた上で、本新株予約権1個の払込金額を基準価格に60%を乗じ、1円未満の端数を切捨てた数値とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第11項記載のとおりとする。

## 26. 市場混乱事由

取引所における当社普通株式の普通取引の終了時刻までの30分間において、当社普通株式について取引所の制限値幅を超える価格変動があったことその他の理由により、取引が停止されもしくは取引が制限される事由が発生または存在した場合、当該事由が発生した日を市場混乱事由の発生日とする。市場混乱事由が発生した場合においては、第14項に基づき本新株予約権の行使期間が市場混乱事由発生日の日数に相当する取引所の取引日の分延長されるものとする。

## 27. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
  - (2) 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長に一任する。
- (注) 上記第25項の価額の算定は、第三者機関による客観的な価格算定結果の範囲内で決定したものであり、算定された新株予約権の価額は公正な価格であって有利発行には該当しないと判断いたしております。

### (ご参考)

#### 1. ファイナンスの目的

##### (1) 今回調達資金の使途

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、約200億円(2007年6月22日終値にて試算)です。このファイナンスの目的は当中間期における減少した自己資本の一部を充実させるためですが、この手取概算額については、昨年実施したクリスタルグループ(現グッドウィル・プレミア)の買収により、人材ビジネス部門の売上が急激に拡大したこと、また、今後グッドウィル・プレミアの傘下にある海外人材ビジネス部門の成長を促進するための資金需要も高まっていることから、国内人材ビジネス部門の増加運転資金として約140億円、海外人材ビジネス部門の増加運転資金として約60億円を使用する予定であります。

また、これらの資金需要を満たすと同時に自己資本の強化も図ります。但し、本新株予約権の行使時期は本新株予約権者の判断によるため、現時点において本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込むことは困難であり、金額及び使途については、行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更する可能性があります。「新株予約権買取契約」が行使請求期間内(3ヶ月以内)に全部権利行使され、それに伴う新株400,000株が発行された場合、希薄化率は18.85%となります。(当社発行済株式総数は2,122,118.27株)

##### (2) 前回調達資金の使途の変更 該当事項はありません。

##### (3) 業績に与える見通し 今期の業績予想に変更はございません。

#### 2. 株主への利益配分等

##### (1) 利益配分に関する基本方針

当社では、株主に対する利益還元を最重要課題のひとつとして位置付けており、業績、経営基盤の強化及び将来の成長等を総合的に勘案して、利益配当の実施を検討する方針であります。

(2) 配当に当たっての考え方  
上記(1)を参照下さい。

(3) 内部留保資金の使途  
有利子負債の返済に充当していく計画であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成16年6月期	平成17年6月期	平成18年6月期
1株あたり当期純利益 または当期純損失( )	4,490.63円	2,233.72円	1,743.22円
1株あたり年間配当金 (1株あたり中間配当金)	2,500円 (1,500円)	1,500円 (750円)	1,625円 (1,125円)
実績配当性向	33.76%	63.89%	50.59%
株主資本利益率	9.42%	3.85%	8.02%
株主資本配当率	3.18%	2.46%	4.06%

(注) 1. 株主資本利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均で除した数値です。  
2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

### 3. その他

(1) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンス

年 月 日	増 資 額 (千円)	増 資 後 資 本 金 (千円)	増 資 後 資 本 準 備 金 (千円)
平成18年2月16日	12,349,999	26,468,989	15,910,028
平成18年3月2日	150,002	26,618,992	16,060,025

(注) グッドウィル・グループ株式会社2009年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の行使によるものです

過去3決算期間および直近の株価の推移等

	平成16年6月期	平成17年6月期	平成18年6月期	平成19年6月期
始 値	281,000円	213,000円	85,300円	53,000円
高 値	287,000円	217,000円	85,300円	53,500円
安 値	280,000円	201,000円	83,600円	51,400円
終 値	284,000円	203,000円	84,500円	53,200円
株価収益率	63.24倍	90.88倍	48.47倍	-

(注) 1. 平成19年6月期の株価については、平成19年6月22日現在で記載しております。  
2. 平成16年1月20日に1対3の株式分割、平成18年3月1日に1対3の株式分割を行っております。  
3. 株価収益率については、連結ベースの数値にて算出しており、平成19年6月期については、未確定のため記載しておりません。

(2) 割当予定先の概要

割当予定先の氏名または名称		Deutsche Bank AG, London Branch
割当新株予約権数		400,000 個
割当予定先の内容	住所	Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England, UK
	代表者の氏名	ヨゼフ アッカーマン (Josef Ackermann)
	資本金の額	1,345 百万ユーロ
	発行済株式総数	525 百万株
	事業の内容	銀行業
	大株主及び持ち株比率	該当事項なし
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数：なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数：29,171 株
	取引関係等	該当事項なし
	人的関係等	該当事項なし

(注) 資本金の額、大株主及び持株比率は平成 19 年 3 月末日現在のものであり、出資関係は平成 19 年 4 月末日現在のものです。

(3) 本新株予約権発行日程 (予定)

平成 19 年 6 月 25 日 (月)	新株予約権発行決議取締役会 有価証券届出書提出 (関東財務局)
7 月 6 日 (金)	条件決定日・訂正届出書提出
7 月 7 日 (土)	効力発生予定日
7 月 10 日 (火)	申込期日
7 月 10 日 (火)	払込期日
7 月 11 日 (水)	新株予約権行使開始日

以上